

権利関係 民法 担保責任

行政書士
宅地建物取引主任者

森瀬泰豊

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

担保責任 無過失責任

損害賠償請求

契約の目的が達成できない時 契約解除

担保責任を負わない契約 民法では有効

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

持ち主 C



他人物売買

有効

売主 A



買主 B

悪意の買主でも契約解除できる
善意の買主は損害賠償請求もできる

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

担保責任のポイント

隠れた瑕疵があった場合、損害賠償請求できる
瑕疵により契約の目的を達成することができない場合 契約解除できる

無過失責任である
事実を知ったときから1年以内

過失担保責任を負わない契約 民法上は有効

他人物売買 有効

悪意の買主も契約解除できる 善意の買主は損害賠償請求もできる

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。